

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2・3（略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6〜8（略）

（施設等機関）

第八条の二 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

（内部部局の職）

第二十一条（略）

2・3（略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5（略）

○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（抄）

（幕僚監部）

第二十条 統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部（以下「幕僚監部」という。）は、それぞれの所掌事務に係る陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関とする。

2 幕僚監部に、部及び課を置く。

3 前項に定めるもののほか、幕僚監部の内部組織は、政令で定める。

（地方防衛局）

第三十一条 本省に、地方支分部局として、地方防衛局を置く。

2・3 (略)

4 地方防衛局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

（定義）

第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 六 (略)

七 管理隊員 防衛省本省若しくは防衛装備庁の内部部局の課長の官職又はこれに準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。

2 (略)

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）

第六条 (略)

2 別表第二の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける自衛官の俸給月額、同表に掲げる俸給月額のうち、その者の占める官職に応じて政令で定める号俸による額とする。

（俸給の調整額）

第十一条の二 一般職給与法第十条の規定は、事務官等の俸給月額について準用する。この場合において、同法同条第一項中「人事院は、俸給月額が」とあるのは「俸給月額が」と、「適正な調整額表を定める」とあるのは「政令で適正な調整額表を定める」と読み替えるものとする。

（俸給の特別調整額）

第十一条の三 管理又は監督の地位にある職員の官職のうち政令で指定するものについては、その特殊性に基き、俸給月額につき、政令で適正な特別調整額を定めることができる。

2 (略)

（地域手当等）

第十四条 (略)

2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十一条の三から第十一条の八まで、第十一条の十から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十条の三第

一項中「又は研究職俸給表」とあるのは、「研究職俸給表又は防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二自衛官俸給表」と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十一条の第三一項の政令で指定する官職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）」と、同条第二項中「又は研究職俸給表」とあるのは、「研究職俸給表又は自衛官俸給表」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。）に」と、一般職給与法第十一条の第三二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当（防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。）」と、一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十一条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）」とあるのは、「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。）及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四条第一項中「人事院の定める」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と」と、「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同条第三項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

第二十四条の五 訓練招集に応じた予備自衛官及び即応予備自衛官には、訓練招集に応じた期間一日につき、政令で定める額の訓練招集手当を支給する。

第二十四条の六 教育訓練招集に応じた予備自衛官補には、教育訓練招集に応じた期間一日につき、政令で定める額の教育訓練招集手当を支給する。

（所得による給付金の額の調整等）

第二十七条の四 若年定年退職者の退職した日の属する年の翌年（以下「退職の翌年」という。）におけるその者の所得金額が支給調整下限額（その者が退職の翌年まで自衛官として在職していたと仮定した場合においてその年に受けるべき俸給、扶養手当、営外手当、期末手当及び勤勉手当の合計額として政令で定めるところにより計算した額に相当する額（以下「給与年額相当額」という。）からその者に係る俸給月額に六を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同じ。）を超え、支給調整上限額（その者に係る給与年額相当額からその者に係る俸給月額に一・七一四を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同じ。）に満たない場合には、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、第二回目の給付金の額は、これらの規定により計算した第二回目の給付金の額に相当する額に、その者に係る支給調整上限額から退職の翌年におけるその者の所得金額を減じた額をその者に係る支給調整上限額からその者に係る支給調整下限額を減じた額で除して得た率を乗じて得た額とする。

254 (略)

別表第二 (略)

備考(一) 統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) (四) (略)

○ 一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号) (抄)

(俸給の調整額)

第十条 人事院は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の官職に比して著しく特殊な官職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 (略)

(特殊勤務手当)

第十三条 (略)

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

○ 救急救命士法 (平成三年法律第三十六号) (抄)

(定義)

第二条 この法律で「救急救命処置」とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者(以下この項及び第四十

四条第二項において「重度傷病者」という。)が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復

その他の処置であつて、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいう。

2 この法律で「救急救命士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう。

○ 防衛省組織令 (昭和二十九年政令第七十八号) (抄)

目次

第一章 本省

第一節 秘書官 (第一条)

第二節 内部部局

- 第一款 大臣官房及び局（第二条―第九条）
- 第二款 特別な職の設置等（第十条―第十条の四）
- 第三款 課の設置等
 - 第一目 大臣官房（第十一条―第十七条）
 - 第二目 防衛政策局（第十八条―第二十五条の二）
 - 第三目 整備計画局（第二十六条―第三十二条）
 - 第四目 人事教育局（第三十三条―第三十九条）
 - 第五目 地方協力局（第四十条―第五十条）
- 第三款 審議会等（第五十一条）
- 第四節 施設等機関（第五十二条）
- 第五節 特別の機関
 - 第一款 幕僚監部
 - 第一目 統合幕僚監部（第五十三条―第七十四条）
 - 第二目 陸上幕僚監部（第七十五条―第一百五条）
 - 第三目 海上幕僚監部（第一百六条―第三十四条）
 - 第四目 航空幕僚監部（第三十五条―第六十一条）
 - 第二款 防衛監察本部（第六十二条―第六十五条）
 - 第六節 地方支分部局（第六十六条―第六十九条）
- 第二章（略）
 - 第一節 特別な職（第七十条）
 - 第二節（略）
 - 第一款 長官官房及び部の設置等（第七十一条―第七十九条）
 - 第二款 課の設置等
 - 第一目 長官官房（第八十条―第八十六条）
 - 第二目 装備政策部（第八十七条―第九十条）
 - 第三目 プロジェクト管理部（第九十一条―第九十五条）
 - 第四目（略）

第五目 調達管理部（第二百条―第二百三条）

第六目 調達事業部（第二百四条―第二百十一条）

第三節 審議会等（第二百十二条）

第四節 （略）

第三章 （略）

附則

（政策立案総括審議官、衛生監、施設監、報道官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官）

第十条の三 大臣官房に、政策立案総括審議官一人、衛生監一人、施設監一人、報道官一人、公文書監理官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人及び審議官六人を置く。

2（略）

8 審議官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（米軍再編調整官及び参事官）

第十条の四 大臣官房に、米軍再編調整官一人及び参事官三人を置く。

2 （略）

3 参事官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

（人事教育計画課）

第八十二条 人事教育計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員の人事の計画（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）の総合調整に関すること。
- 二 職員の分限、懲戒、服務及び規律に関すること。
- 三 職員の補充に関すること（統合幕僚監部及び募集・援護課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 知能、性格等に関する適性検査に関すること。
- 五 礼式、表彰、服制、旗章及び標識に関すること。
- 六 予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の制度及び招集手続に関すること。
- 七 教育訓練計画に関すること（統合幕僚監部及び訓練課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 学校及び教育訓練関係の部隊の業務の総合運営に関すること。
- 九 部内の事務の総括に関すること。

（募集・援護課）

第八十四条 募集・援護課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員の募集に関すること。
- 二 求職のための公共職業安定所等との連絡その他再就職のための求職活動に関して職員に協力すること。
- 三 職員に対して行う再就職を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練に関すること。
- 四 (略)
- 五 地方協力本部の業務の運営に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

(補任課)

第一百十四条 補任課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員の任免、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること（人事計画課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 表彰に関すること。

(援護業務課)

第一百十六条 援護業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 求職のための公共職業安定所等との連絡その他再就職のための求職活動に関して職員に協力すること。
- 二 職員に対して行う再就職を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練に関すること。

三 (略)

(補任課)

第一百十三条 補任課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員の任免、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること（人事教育計画課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 表彰に関すること。

(募集・援護課)

第一百四十五条 募集・援護課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員の募集に関すること。
- 二 予備自衛官の招集手続に関すること。
- 三 求職のための公共職業安定所等との連絡その他再就職のための求職活動に関して職員に協力すること。
- 四 職員に対して行う再就職を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練に関すること。
- 五 (略)

(地方防衛局の内部組織)

第六百六十七条 北海道防衛局、北関東防衛局、南関東防衛局、近畿中部防衛局及び九州防衛局にそれぞれ次長一人を、沖縄防衛局に次長二人を置く。

2 次長は、地方防衛局長を助け、地方防衛局の事務を整理する。

355 (略)

(技術戦略部の所掌事務)

第七百七十五条 技術戦略部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備品等の研究開発に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する制度及び総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する資料及び情報の収集、整理、分析、管理及び提供に関すること。
- 四 装備品等の研究開発に関する計画の作成及び管理に関すること。
- 五 装備品等についての統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関その他の機関に対する専門的かつ技術的な協力及び助言に関すること。

六 装備品等の研究開発の評価に関すること。

七 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についての研究の委託に関すること。

八 装備品等に関する知的財産の管理に関すること。

九 装備品等に関する規格の制定に関すること。

十 装備品等の研究開発に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施に関すること。

十一 防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち科学技術に係るものの総括に関すること。

十二 (略)

(技術戦略課の所掌事務)

第九百九十七条 技術戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 技術戦略部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 装備品等の研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する制度及び総合的な政策の企画及び立案に関すること(技術振興官の所掌に属するものを除く)。
- 四 技術戦略部の所掌事務に係る制度に関する事務の総括に関すること。
- 五 (略)
- 六 防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち科学技術に係るものの総括に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、技術戦略部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(技術計画官の職務)

第九十八条 技術計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備品等の研究開発に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 二 装備品等の研究開発に関する計画の作成及び管理に関すること。
- 三 装備品等についての統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関その他の機関に対する専門的かつ技術的な協力及び助言に関すること。
- 四 装備品等の研究開発の評価に関すること。
- 五 装備品等の研究開発に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施に関すること。
- 六 (略)

(技術振興官の職務)

第九十九条 技術振興官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術の振興に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 (略)
- 三 装備品等に関する知的財産の管理に関すること。
- 四 装備品等に関する規格の制定に関すること。
- 五 (略)

(航空装備研究所)

第二百十四条 (略)

- 2 防衛大臣は、航空装備研究所の所掌業務の一部を分掌させるため、所要の地に、航空装備研究所の支所を設けることができる。
- 3 航空装備研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌業務及び内部組織は、防衛省令で定める。

(陸上装備研究所)

第二百十五条 陸上装備研究所は、次に掲げる業務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 装備品等の耐弾材料及び耐弾構造についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。
- 2 陸上装備研究所の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

(艦艇装備研究所)

第二百十六条 (略)

- 2 防衛大臣は、艦艇装備研究所の所掌業務の一部を分掌させるため、所要の地に、艦艇装備研究所の支所を設けることができる。
- 3 艦艇装備研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌業務及び内部組織は、防衛省令で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、防衛庁設置法の施行の日(昭和二十九年七月一日)から施行する。
(防衛政策局の所掌事務についての読替え)
- 2 防衛政策局の所掌事務については、当分の間、第六条第一号中「関すること」とあるのは、「関すること(地方協力局の所掌に属するものを除く。)」とする。
(地方協力局の所掌事務の特例)
- 3 地方協力局は、第九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、駐留軍等の再編(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。))第二条第二号に掲げる駐留軍等の再編をいう。附則第九項において同じ。)に伴いアメリカ合衆国において我が国の負担で実施される事業に関する事務をつかさどる。
(大臣官房審議官に係る特例)
- 4 当分の間、第十条の三第一項の審議官のうち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。
- 5・6 (略)
- 7 防衛政策局防衛政策課の所掌事務については、当分の間、第十九条第二号中「及び他課」とあるのは、「並びに地方協力局及び他課」とする。
(防衛政策局日米防衛協力課の所掌事務についての読替え)
- 8 防衛政策局日米防衛協力課の所掌事務については、当分の間、第二十一条中「事務」とあるのは、「事務(地方協力局の所掌に属するものを除く。)」とする。
(地方協力局地方協力企画課の所掌事務の特例)
- 9 地方協力局地方協力企画課は、第四十一条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期間	事務
当分の間	駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において我が国の負担で実施される事業に関すること。

令和九年三月三十一日までの間	<ul style="list-style-type: none"> 一 駐留軍再編特別措置法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍再編特別措置法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。 二 再編関連振興特別地域（駐留軍再編特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。 三 再編関連振興特別地域整備計画（駐留軍再編特別措置法第八条に規定するものをいう。）の作成に関すること。 四 再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
----------------	---

10 (地方協力局周辺環境整備課の所掌事務の特例)
地方協力局周辺環境整備課は、第四十三条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期間	事務
令和四年三月三十一日までの間	<p>沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二二号。以下「駐留軍用地跡地利用特別措置法」という。）第八条第七項の規定による措置のうち、道路に係るものに関すること。</p>
駐留軍再編特別措置法第六条の規定が効力を有する間	同条の規定による再編交付金の交付に関すること。

11 (地方協力局施設管理課の所掌事務の特例)
地方協力局施設管理課は、第四十六条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期間	事務
令和四年三月三十一日までの間	<p>駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条第七項の規定による措置に関すること（周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。）。</p>

<p>駐留軍用地跡地利用特別措置法第十条及び第二十九条の規定が効力を有する間</p>	<p>駐留軍用地跡地利用特別措置法第十条の規定による給付金及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第二十九条の規定による特定給付金の支給に関すること。</p>
<p>沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）による改正前の沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四百条の規定が効力を有する間</p>	<p>同条の規定による特定跡地給付金の支給に関すること。</p>

（地方協力局労務管理課の所掌事務の特例）

12 地方協力局労務管理課は、第四十八条に規定する事務のほか、令和五年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。

（地方協力局沖繩調整官の職務の特例）

13 地方協力局沖繩調整官は、第四十九条に規定する事務のほか、令和四年三月三十一日までの間、駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条の規定による返還実施計画の策定及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第十九条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関する事務をつかさどる。

14 （略）

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（課長の官職に準ずる官職）

第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

- 一 米軍再編調整官
- 二 参事官
- 三 訟務管理官
- 四 施設整備官
- 五 提供施設計画官

- 六 施設技術管理官
- 七 服務管理官
- 八 衛生官
- 九 沖繩調整官
- 十 調達官
- 十一 プロジェクト管理総括官
- 十二 革新技術戦略官
- 十三 調達総括官
- 十四 総務官
- 十五 人事官
- 十六 会計官
- 十七 監察監査・評価官
- 十八 装備開発官
- 十九 艦船設計官
- 二十 装備保全管理官
- 二十一 事業計画官
- 二十二 事業監理官
- 二十三 装備技術官
- 二十四 技術計画官
- 二十五 技術振興官
- 二十六 原価管理官
- 二十七 企業調査官
- 二十八 需品調達官
- 二十九 武器調達官
- 三十 電子音響調達官
- 三十一 艦船調達官
- 三十二 通信電気調達官

三十三 航空機調達官

三十四 輸入調達官

三十五 前各号に掲げる官職に準ずる官職として防衛大臣が定める官職

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）

（二等陸佐、一等海佐又は一等空佐以上の自衛官に対する自衛官俸給表の適用範囲の区分）

第四条（略）

2 自衛官俸給表の備考(二)の政令で定める者は、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部又は航空幕僚監部（次項において「幕僚監部」という。）の特に重要な事務を所掌する部の長その他これらに準ずる官職のうち、防衛省令で定める官職を占める自衛官とする。

3 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、次の各号に定めるところによる。ただし、新たに一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である自衛官に採用された者にあつては、その者の有する知識経験を考慮して、防衛大臣の定めるところにより、当該各号に定める年数によらないことができる。

一 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員にあつては、幕僚監部の特に重要な事務を所掌する課の長その他これに準ずる官職のうち、防衛大臣の定める官職を占め、かつ、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(二)欄に定める額の俸給の支給を受けていた期間が二年以上である者

二 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員にあつては、幕僚監部の課長、陸上自衛隊の方面総監部の部の長、連隊の長又は群の長、海上自衛隊の地方総監部の部の長又は護衛隊の長、航空自衛隊の航空方面隊司令部の部の長又は飛行群の長その他これらに準ずる官職のうち、防衛大臣の定める官職を占め、かつ、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(三)欄に定める額の俸給の支給を受けていた期間が二年以上である者

（指定職俸給表の適用を受ける事務官等の号俸等）

第六条の二十 法第六条第一項に規定する事務官等の号俸は、一般職給与法別表第十一の適用を受ける一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、防衛大臣が定める。

2 (略)

項	官 職	号 俸
一	統合幕僚長	八号俸
二	陸上幕僚長 海上幕僚長	七号俸

		航空幕僚長
(略)	(略)	(略)
四	第四条第一項又は第二項の防衛省令で定める官職	一号俸から五号俸までの号俸のうち、官職ごとに防衛大臣が指定する号俸
備考	当分の間、この表の三の項又は四の項に掲げる官職のうち、防衛大臣が指定する官職に対応する号俸は、六号俸とする。	

(俸給の調整額)

第八条の二 法第十一条の二の規定により俸給の調整を行う事務官等の官職は、別表第二の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる事務官等の占める官職とする。

2 (略)

(俸給の特別調整額)

第八条の三 法第十一条の三第一項に規定する政令で指定する官職は、別表第三の上欄に掲げる組織の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる官職とする。

2 5 (略)

(特殊勤務手当)

第九条の七 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十三条第二項の特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額は、別表第五に定めるとおりとする。

(訓練招集手当の日額等)

第十七条の十四 (略)

2 訓練招集手当は、前項に規定する額に予備自衛官又は即応予備自衛官が訓練招集に応じた日数を乗じて得た額を訓練招集に応じた期間の末日(訓練招集に応じた日が一日であるときは、その日)に支給する。ただし、予備自衛官又は即応予備自衛官が訓練招集手当の支給を自己の預金又は貯金への振込みの方法によることを希望する旨を申し出た場合には、防衛大臣の定める日に支給する。

3 前二項に規定するもののほか、訓練招集手当の支給に関して必要な事項は、防衛大臣が定める。

(教育訓練招集手当の日額等)

第十七条の十五 (略)

2 前条第二項及び第三項の規定は、教育訓練招集手当の支給について準用する。この場合において、同条第二項中「予備自衛官又は即応予備自衛官」とあるのは「予備自衛官補」と、「訓練招集に」とあるのは「教育訓練招集に」と読み替えるものとする。

(給与年額相当額)

第二十四条 法第二十七条の四第一項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、若年定年退職者が退職した日の属する年の翌年（以下「退職の翌年」という。）まで自衛官として在職していたと仮定した場合においてその年に受けるべき次に掲げる額を合算した額とする。

一 その者が退職の日において受けていた俸給月額（第二十一条第二号に掲げる者にあつては、当該昇任前の俸給月額）について、その者が退職の日の翌日以後退職の翌年の末日までの期間において良好な成績で勤務していたものとして法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第七項及び第八項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用したと仮定した場合において、その者が退職の翌年の各月に受けるべき俸給月額の合計額

二 その者が退職の日において扶養していた扶養親族（一般職給与法第十一条第二項に規定する扶養親族をいう。）のうち、満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより扶養親族たる要件を欠くに至つた子、孫又は弟妹については当該三月三十一日まで、死亡した者については当該死亡した月まで、その他の扶養親族については退職の翌年までそれぞれ扶養親族であつたと仮定した場合において、その者が退職の翌年の各月に受けるべき当該扶養親族に係る扶養手当の月額（その者が退職の日に昇任した場合にあつては、当該昇任がないものと仮定した場合において、その者が退職の翌年の各月に受けるべき当該扶養親族に係る扶養手当の月額）の合計額

三 退職の日の前日において陸曹長等、海曹長等又は空曹長等であつた若年定年退職者にあつては、退職の翌年においても陸曹長等、海曹長等又は空曹長等であつて、かつ、法第十八条第一項に規定する場合に該当したと仮定した場合において、その者が退職の翌年の各月に受けるべき営外手当の月額

四 退職の翌年の一般職給与法第十九条の四第一項に規定する基準日においてそれぞれ前三号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給、扶養手当及び営外手当の月額を合計した額（その者が退職の日の前日において第十二条の六第一項第四号又は第五号に規定する職員に該当するときは、第一号及び前号の規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月額の合計額に同条第二項に規定するところによるその者に係る割合を乗じて得た額を加算した額）を計算の基礎として、一般職給与法第十九条の四第二項に規定する在職期間の区分に応じて定める割合が百分の百であると仮定し、かつ、退職の日の前日における階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である者にあつては、法第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員に該当しないものと仮定した場合において、その者が退職の翌年に受けるべき期末手当の額の合計額

五（略）

別表第二（第八条の二関係）

勤務箇所	職員	調整数
本省内部部局	防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）第二十八条第一号に規定する事務に従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）	一
	(1) 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第二項に規定する教育訓練の課程（学校教育法	

防衛大学校	<p>(昭和二十二年法律第二十六号) 第四百条第七項第二号の規定により大学院の博士課程に相当する教育を行うものとして認められたものうち、防衛大臣の定めるものに限る。) を担当する教授、准教授及び講師(防衛大臣の定める者に限る。)</p> <p>(2) 防衛省設置法第十五条第二項に規定する教育訓練の課程を担当する教授、准教授及び講師(1)に掲げる者を除くものとし、防衛大臣の定める者に限る。)</p> <p>(3) (2)の教育訓練の課程を受けている者の指導に常時従事する助教(防衛大臣の定める者に限る。)</p>	二
防衛医科大学校	<p>(1) 防衛省設置法第十六条第二項に規定する教育訓練(臨床に関する教育訓練を除く。)の課程を担当する教授、准教授及び講師(防衛大臣の定める者に限る。)</p> <p>(2) (1)の教育訓練の課程を受けている者の指導に常時従事する助教(防衛大臣の定める者に限る。)</p>	一
統合幕僚監部	防衛省組織令第六十七条第一号に規定する事務に従事することを本務とする職員(防衛大臣の定める者に限る。)	一
陸上幕僚監部	防衛省組織令第九十九条第二号に規定する事務に従事することを本務とする職員(防衛大臣の定める者に限る。)	一
海上幕僚監部	防衛省組織令第二百二十四条第三号に規定する事務に従事することを本務とする職員(防衛大臣の定める者に限る。)	一
自衛隊に置かれる病院	<p>(1) 結核患者を専ら入院させる病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させる病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手</p> <p>(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師</p> <p>(3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師</p> <p>(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第一項に規定する感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者</p> <p>(5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師及び診療エックス線技師</p> <p>(6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員</p> <p>(7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員</p>	三

別表第三（第八条の三関係）

組織の区分	官職	種別
<p>本省内部部局</p>	<p>官房長 局長 局次長 政策立案総括審議官 衛生監 施設監 報道官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 審議官 米軍再編調整官 参事官 課長 訟務管理官 施設整備官 提供施設計画官 施設技術管理官</p>	<p>一種</p>
	<p>(8) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させる病棟（防衛大臣の定めるものに限る。以下「集中治療病棟」という。）に勤務する看護師長（②に掲げる者を除く。）並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師</p> <p>(9) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師（防衛大臣の定める者に限る。）</p> <p>(10) 外来患者及び入院患者に直接接して行う受付その他の窓口業務に従事することを常態とする患者係事務職員（防衛大臣の定める者に限る。）</p>	<p>一</p>

<p>海上幕僚監部</p>	<p>陸上幕僚監部</p>	<p>統合幕僚監部</p>	
<p>首席会計監査官 首席法務官 監察官 課長 副部長 部長</p>	<p>海上幕僚副長 部長 副部長 課長 監察官 法務官 警務管理官</p>	<p>陸上幕僚副長 部長 課長 監察官 法務官 報告管理官 報告官 首席法務官 首席後方補給官 統合幕僚学校長</p>	<p>服務管理官 衛生官 沖繩調整官 調達官 統合幕僚副長 総括官 部長 副部長 課長 参事官 報道官</p>
<p>一種</p>	<p>一種</p>	<p>一種</p>	

海上訓練指導隊群司令部	護衛隊群司令部	掃海隊群司令部	潜水艦隊司令部	航空集団司令部	護衛艦隊司令部	自衛艦隊司令部	旅団司令部	師団司令部	方面総監部	陸上総隊司令部	航空幕僚監部	
海上訓練指導隊群司令	護衛隊群司令	掃海隊群司令 幕僚長	潜水艦隊司令官 幕僚長	航空集団司令官 幕僚長	護衛艦隊司令官 幕僚長	幕僚長	副旅団長 幕僚長	幕僚長 副師団長	幕僚長	師団長	幕僚長	首席衛生官 航空幕僚副長 部長 課長 科学技術官 監理監察官 首席法務官 首席衛生官
一種	一種	一種	一種	一種	一種	一種	二種	一種	一種	一種	一種	一種
								二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）				

航空群司令部	航空群司令		一種
潜水隊群司令部	潜水隊群司令		一種
艦隊情報群司令部	艦隊情報群司令		一種
海洋業務・対潜支援群司令部	海洋業務・対潜支援群司令		一種
開発隊群司令部	開発隊群司令		一種
地方総監部	地方総監 幕僚長		一種
教育航空集団司令部	教育航空集団司令官 幕僚長		一種
教育航空群司令部	教育航空群司令	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）	一種
練習艦隊司令部	練習艦隊司令官		一種
通信隊群司令部	通信隊群司令		一種
航空総隊司令部	航空総隊副司令官 幕僚長		一種
航空支援集団司令部	航空支援集団司令官 幕僚長		一種
航空教育集団司令部	幕僚長		一種
航空開発実験集団司令部	航空開発実験集団司令官 幕僚長		一種
航空方面隊司令部	航空方面隊司令官 幕僚長		一種
航空団司令部	航空団司令		一種
警戒航空団司令部	警戒航空団司令		二種
航空救難団司令部	航空救難団司令		一種

	航空戦術教導団司令部	航空戦術教導団司令	一種
	飛行教育団司令部	飛行教育団司令	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
	飛行開発実験団司令部	飛行開発実験団司令	一種
	航空警戒管制団司令部	航空警戒管制団司令	一種
	自衛隊情報保全隊本部	自衛隊情報保全隊司令	一種
	自衛隊指揮通信システム隊本部	自衛隊指揮通信システム隊司令	一種
	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の学校	校長	一種
	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の補給処	副校長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種）
	自衛隊地方協力本部	処長	一種
	教育訓練研究本部	副処長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種）
	補給統制本部	地方協力本部長	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
	海上自衛隊及び航空自衛隊の補給本部	教育訓練研究本部長	一種
	自衛隊体育学校	補給統制本部長	一種
	自衛隊中央病院	副本部長	一種
	自衛隊地区病院	補給本部長	一種
	(略)	副本部長	一種
		校長	一種
		副校長	二種
		病院長	一種
		副院長	一種
		病院長	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
		副院長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種）
		(略)	(略)
		副監察監	一種
		課長	一種
		統括監察官	一種
		地方防衛局長	一種
			一種

地方防衛局

次長

一種

(略)

(略)
装備開発官

二種(防衛大臣の定める者にあつては、一種)
(略)

本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、自衛隊の部隊及び機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに防衛装備庁

防衛大臣の定める官職

防衛大臣の定める種別

備考 この表において「種別」とは、管理又は監督の地位にある職員が占める官職を当該管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高いものから順に一種から五種(自衛官にあつては、四種)までに区分したものをいう。

別表第五(第九条の七関係)

種類	支給される職員の範囲	支給額
爆発物取扱作業等手当	<p>不発弾その他爆発のおそれのある物件を取り扱う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員、特殊危険物質(サリン(メチルホスホノフルオロド酸イソプロピル)をいう。以下同じ。)及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。)を製造し、特殊危険物質若しくは特殊危険物質である疑いがある物質を取り扱い、若しくは特殊危険物質による被害の危険があると認められる区域内において行う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員又は放射性物質による汚染の除去その他の放射線による被ばくのおそれのある作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員</p>	<p>作業一日につき一万四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p>

	<p>航空作業手当</p> <p>エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業で防衛大臣の定めるものに従事する診療放射線技師、診療エックス線技師又はエックス線助手</p>	<p>作業一月につき七千円</p>
	<p>航空機に搭乗して防衛大臣の定める作業に従事する職員（航空手当の支給を受ける者を除く。）</p> <p>防衛大臣の定める特に危険な飛行を行う航空機に搭乗して防衛大臣の定める作業に従事する乗員及び落下傘隊員</p>	<p>搭乗一日につき八千五百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、十五万三千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額を超えることとなつてはならない。</p> <p>搭乗一日につき三千四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、五万二千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額を超えることとなつてはならない。</p>
<p>異常圧力内作業等手当</p>	<p>低圧室内において防衛大臣の定める航空生理訓練、飛行適応検査又は装備品及び食糧その他の需品に関する研究開発を実施する職員</p> <p>高圧室内又は再圧治療室内において高圧の下で防衛大臣の定める作業に従事する職員</p>	<p>作業一回につき二千四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、一万七千円を超えることとなつてはならない。</p> <p>作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき、気圧の区分に応じて次に定める額</p> <p>気圧〇・二メガパスカルまで 二百十円</p> <p>気圧〇・三メガパスカルまで 五百六十円</p> <p>気圧〇・五メガパスカルまで 九百十円</p> <p>気圧〇・七メガパスカルまで 千三百三十円</p> <p>気圧〇・九メガパスカルまで 千八百三十円</p> <p>気圧一・一メガパスカルまで 二千三百三十円</p> <p>気圧一・三メガパスカルまで 三千円</p> <p>気圧一・五メガパスカルまで 三千六百八十円</p> <p>気圧二メガパスカルまで 四千三百五十円</p> <p>気圧二・五メガパスカルまで 四千八百五十円</p>

<p>気圧三メガパスカルまで 五千三百五十円 気圧三・五メガパスカルまで 五千八百五十円 気圧四メガパスカルまで 六千三百五十円 気圧四・五メガパスカルまで 六千八百五十円 気圧四・五メガパスカルを超えるとき 七千三百五十円</p>	<p>潜水器具を着用し、又は潜水艦救難潜水装置若しくは潜水艦救難潜水艇に乗り組んで潜水して行う作業に従事する職員</p> <p>次の作業の区分に応じて次に定める額</p> <p>潜水器具を着用して行う作業 作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき、潜水深度の区分に応じて次に定める額（特に困難な作業で心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認めるものにあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）</p> <p>潜水深度二十メートルまで 三百十円 潜水深度三十メートルまで 七百八十円 潜水深度五十メートルまで 千四百円 潜水深度七十メートルまで 二千円 潜水深度九十メートルまで 二千八百円 潜水深度百メートルまで 三千五百円 潜水深度百三十メートルまで 四千五百円 潜水深度百五十メートルまで 五千五百円 潜水深度二百メートルまで 六千五百円 潜水深度二百五十メートルまで 七千三百円 潜水深度三百メートルまで 八千円 潜水深度三百五十メートルまで 八千八百円 潜水深度四百メートルまで 九千六百円 潜水深度四百五十メートルまで 一万四百円 潜水深度四百五十メートルを超えるとき 一万二千二百円</p>

	<p>潜水艦若しくはこれに装備する兵器について潜航して行う防衛大臣の定める試験若しくは検査に従事する職員又は潜水艦に乗り組んで防衛大臣の定める長期の潜航を行う海上自衛官</p> <p>航空医学実験隊の行う加速度実験の被験者となる職員</p>	<p>潜水艦救難潜水装置に乗り組んで行う作業 作業一日につき千四百円</p> <p>潜水艦救難潜水艇に乗り組んで行う作業 作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき四千二百九十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p> <p>潜航一日につき千七百五十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p>
<p>落下傘降下作業手当</p>	<p>落下傘降下作業に従事する自衛官</p>	<p>作業一日につき二千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、一万七千円を超えることとなつてはならない。</p> <p>作業一回につき六千六百五十円（航空手当、落下傘隊員手当又は特殊作戦隊員手当の支給を受けない者にあつては、一万二千六百円）を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（特に困難な作業で心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認めるものにあつては、当該額にその百分の二十五に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額）</p>
<p>駐留軍関係業務手当</p>	<p>駐留軍に関する業務で防衛大臣の定めるものに従事する地方防衛局の職員（俸給の特別調整額の支給を受ける者を除く。）</p>	<p>業務一日につき六百五十円</p>
<p>南極手当</p>	<p>南緯五十五度以南の区域において南極地域への輸送に關する業務に従事する職員</p>	<p>業務一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p>
<p>夜間看護等手当</p>	<p>自衛隊の病院に勤務する助産師、看護師若しくは准看護師のうち正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。以</p>	<p>勤務一回につき、次の業務の区分に応じてそれぞれ次に定める額</p> <p>看護等の業務 次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める額</p>

	<p>下同じ。)において行われる看護等の業務に従事するもの又は自衛隊の病院若しくは診療所に勤務する医師、薬剤師、看護師その他の職員のうち防衛大臣の定める職員で正規の勤務時間以外の時間において勤務の間帯その他に關し防衛大臣の定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事するもの</p>	<p>勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 六千八百円(自衛官である者にあつては、六千四百五十円) 勤務時間が深夜の一部を含む勤務で深夜における勤務時間が四時間以上である場合 三千三百円(自衛官である者にあつては、二千九百五十円) 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合 二千九百円(自衛官である者にあつては、二千五百五十円) 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 二千元(自衛官である者にあつては、千七百二十円) 救急医療等の業務 千六百二十円</p>
<p>除雪手当</p>	<p>自衛隊の施設に通ずる道路のうち防衛大臣の定める道路において午後五時から翌日の午前六時までの間又は暴風雪若しくは大雪に關する氣象警報が発せられる場合に相当するとして自衛隊の氣象部隊による警告(以下「暴風雪等に關する警告」という。)が発せられている間において行ふ除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪等の作業に従事する職員</p>	<p>作業一日につき、次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める額 暴風雪等に關する警告が発せられている間に作業を行う場合 四百五十円 その他の場合で午後五時から翌日の午前六時までの間に作業を行う場合 三百円</p>
<p>死体処理手当</p>	<p>防衛大臣の定める施設に配置され当該施設における死体の処理作業に従事する職員(一般職給与法別表第一行政職俸給表の適用を受ける者に限る。)又は自衛隊法第八十三条若しくは第八十三条の三の規定により派遣されて行ふ死体の収容作業その他の死体を取り扱う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員(医療業務に従事することを本務とする医師又は看護等の業務に従事することを本務とする看護師若しくは准看護師である者にあつては、防衛大臣の定めるものに限る。</p>	<p>作業一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p>

	災害派遣等手当	対空警戒対処等手当
)	<p>災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく災害対策本部の設置に係る災害、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）に基づく原子力災害対策本部の設置に係る災害（以下「原子力災害」という。）その他の防衛大臣の定める大規模な災害（本法第二十八条の二第一項の規定による緊急災害対策本部の設置に係る災害（以下「特定大規模災害」という。）を除く。）が発生した場合において、自衛隊法第八十三条又は第八十三条の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の捜索救助、水防活動、道路若しくは水路の啓開その他の防衛大臣の定める危険若しくは困難等を伴う救援等の作業に引き続き二日以上従事するもの又は特に生命に著しい危険を伴う作業として防衛大臣の定めるものに従事するもの（引き続き二日以上従事する者を除く。以下「一日従事職員」という。）</p> <p>原子力災害のうち防衛大臣の定めるもの又は特定大規模災害が発生した場合において、自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の捜索救助、水防活動、道路又は水路の啓開その他の防衛大臣の定める危険又は困難等を伴う救援等の作業に従事するもの</p> <p>自衛隊法第八十二条の三の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるべき旨を命ぜられた自衛隊の部隊の自衛官であつて防衛大臣の定める業務に従事するもの</p> <p>防衛大臣の定める部隊に所属し、その部隊の所在する基</p>	<p>作業一日につき千六百二十円（災害対策基本法に基づく警戒区域及び原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策実施区域並びにこれらに準ずる危険な区域として防衛大臣の定めるものにおける作業並びに特に生命に著しい危険を伴う作業として防衛大臣の定めるもの（一日従事職員の作業を除く。）にあつては、三千二百四十円）</p> <p>作業一日につき、次の作業の区分に応じてそれぞれ次に定める額</p> <p>原子力災害のうち防衛大臣の定めるものにおける作業 四万二千円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額</p> <p>特定大規模災害における作業 六千四百八十円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額</p> <p>業務一日につき千百円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあっては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）</p> <p>作業一日につき五百六十円</p>

	<p>夜間特殊業務手当</p> <p>地を離れて防衛大臣の定める期間を超えて行う航空警戒管制に関する業務に属する作業で防衛大臣の定めるものに従事する航空自衛官</p>	<p>勤務一回につき、次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める額</p> <p>勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 千百円（勤務時間が深夜の全部又は一部を含む勤務の職員一人当たりの一月における平均的回数が六回未満である業務として防衛大臣の定めるものに従事する職員（以下「特定回数深夜勤務職員」という。）にあつては、七百三十円）</p> <p>勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 七百三十円（特定回数深夜勤務職員にあつては、四百九十円）</p>
	<p>航空管制手当</p> <p>防衛大臣の定める部隊に所属し、進入管制業務、飛行場管制業務その他の航空機の管制に関する業務で防衛大臣の定めるものに従事する自衛官（防衛大臣の定めるところにより、当該業務を行うのに必要な技能を有すると認定された者に限る。）</p>	<p>業務一日につき七百七十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p>
	<p>国際緊急援助等手当</p> <p>自衛隊法第八十四条の五第二項第三号の規定に基づき、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において同法第三条第二項各号に掲げる活動として行われる業務に従事する職員</p>	<p>業務一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十（現地の治安の状況等により当該業務が心身に著しい緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、百分の百）に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額）</p>
	<p>自衛隊法第八十四条の四の規定に基づき、海外の地域において邦人等の輸送に関する業務に従事する職員</p>	<p>業務一日につき七千五百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては当該額にその百分の五十に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額</p>

海上警備等手当	<p>自衛隊法第八十四条の三の規定に基づき、海外の地域において邦人等の保護措置に関する業務のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員</p> <p>特別警備業務若しくは特別海賊対処業務に従事する特別警備隊員又は航空機に搭乗して当該特別警備隊員を対象船舶へ輸送する業務（以下「特別警備隊員輸送業務」という。）に従事する乗員</p>	<p>を加算した額、当該業務（自衛隊法第八十四条の四第三項に規定する車両により行う輸送に関するものに限る。）が極めて困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）</p> <p>業務一日につき一万五千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p>
	<p>海賊対処法第七条第一項の規定により海上において海賊行為（海賊対処法第二条に規定する海賊行為をいう。以下この表において同じ。）に対処するため必要な行動をとることを命ぜられた自衛隊の部隊の職員であつて、海外の地域において行う業務（公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）において行われる海賊行為に対処するためのもの）に限り、海賊対処法第八條第一項において準用する海上保安庁法第十七条第一項の規定による立入検査に関する業務をいう。以下この表において同じ。）を除く。）のうち防衛大臣の定めるものに従事するもの</p>	<p>業務一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p>
	<p>自衛隊法第九十三条第二項において準用する海上保安庁法第十七条第一項の規定による立入検査に関する業務（特別警備業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）</p>	<p>業務一日につき二千円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）</p>

<p>分べん取扱手当</p>		<p>自衛隊の病院において専ら感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項若しくは第三項に定める感染症又はこれらに相当するものとして防衛大臣が認める感染症の患者を入院させる病棟に配置されて看護等の業務に従事する看護師又は准看護師（俸給の</p>	<p>）若しくは海賊対処立入検査業務（特別海賊対処業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員又は重要影響事態等の際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）の規定に基づく船舶検査活動のうち、船舶に乗船しての検査、確認の業務に従事する職員</p> <p>自衛艦に乗り組んで行う我が国の防衛に資する情報の収集のための活動であつて、その困難性を考慮して防衛大臣の定めるものに従事する乗組員</p> <p>自衛隊法第八十二条の規定による行動をとることの可否に係る判断又は当該行動をとることとなつた場合におけるその円滑な遂行に必要な情報の収集のための活動（海外の海域における日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。）その他の我が国に關係する船舶の航行の安全の確保に關し、政府が行う取組の一環として、海外の地域において行うものに限る。）であつて、その困難性その他の特殊性を考慮して防衛大臣の定めるものに従事する職員</p> <p>防衛大臣の定める分べんの取扱いに従事する医師（防衛大臣の定める者に限る。）</p>
<p>感染症看護等手当</p>	<p>業務一日につき四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p> <p>業務一日につき千百円（当該業務が特に困難な作業で著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）</p>	<p>業務一日につき二百九十円</p>	

調整額の支給を受ける者を除く。）

備考

- 一 異常圧力内作業等手当に係る作業時間数を計算するに当たっては、一の給与期間の作業時間数をこの表に規定する潜水深度の区分又は気圧の区分ごとに合計し、その潜水深度の区分又は気圧の区分ごとの合計作業時間数に十分未満の端数があるときは、十分に切り上げるものとする。
- 二 爆発物取扱作業等手当を支給される作業（防衛大臣の定める作業に限る。）又は航空管制手当を支給される業務に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるこれらの手当の額は、この表に規定する支給額の百分の六十に相当する額とする。
- 三 職員が同一の日において災害派遣等手当を支給される作業及び爆発物取扱作業等手当又は異常圧力内作業等手当を支給される作業（防衛大臣の定めるものを除く。）に従事した場合には、これらの作業に従事した者に対するこれらの手当の支給額のうち最も高い額の手当を支給する。

○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）（科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第三百十九号）による改正後のもの）（抄）

（試験研究機関等）

第一条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号。以下「法」という。）第二条第八項の政令で定める機関は、別表第一に掲げる機関とする。

（研究公務員）

第二条 法第二条第十二項第一号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 別表第一の一の項に掲げる機関に勤務する者のうち、研究をその職務の一部とするもの
 - 二 別表第一の二の項に掲げる機関に勤務する者のうち、研究所、研究部その他の命令で定める部課等に所属するものであって、研究をその職務の一部とするもの
 - 三 別表第一の三の項に掲げる機関に勤務する者のうち、科学技術に関する高度の知識を修得させるための教育訓練を行うために研究をその職務の一部とする者として命令で定めるもの
- 2 法第二条第十二項第二号の政令で定める者は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第一項の規定に基づき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第六教育職俸給表(一)又は同法別表第八医療職俸給表(一)に定める額の俸給が支給される職員、同条第二項の規定に基づき一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条第一項に規定する俸給表に定める額の俸給が支給される職員及び防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第四項の規定に基づき同法別表第二自衛官俸給表に定める額の俸給が支給される職員（同表の陸将、海将及び空将の欄並びに陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける職員を除く。）のうち、次に掲げる者とする。

- 一 別表第一の四の項に掲げる機関に勤務する者のうち、研究をその職務の一部とするもの
- 二 別表第一の五の項に掲げる機関に勤務する者のうち、研究所、研究部その他の命令で定める部課等に所属するものであって、研究をその職務の一部とするもの

三 別表第一の六の項に掲げる機関に勤務する者のうち、科学技術に関する高度の知識を修得させるための教育訓練を行うために研究をその職務の一部とする者として命令で定めるもの

3 法第二条第十二項第三号の政令で定める者は、研究をその職務の全部又は一部とする者とする。

(国有施設の減額使用)

第八条 各省各庁の長は、国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益であると認定した国以外の者が行う研究について、当該国以外の者に対し、次項に定める国の機関の国有の試験研究施設を、法第三十六条第一項の規定により、時価からその五割以内を減額した対価で使用させることができる。

2 法第三十六条第一項の政令で定める国の機関は、別表第一（七の項を除く。）に掲げる機関とする。

3 法第三十六条第一項の政令で定める条件は、同項に規定する提供を無償で行うこととする。

4 各省各庁の長は、第一項の規定による認定をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 第一項の規定による認定に関し必要な手続その他の事項は、命令で定める。

(国有地の減額使用)

第九条 各省各庁の長は、国以外の者であつて、次項に定める国の機関と共同して行う研究に必要な施設を当該機関の敷地内に整備し、当該施設においてその研究を行おうとするものであると認定したものに対し、当該施設の用に供する土地を、法第三十六条第二項の規定により、時価からその五割以内を減額した対価で使用させることができる。

2 法第三十六条第二項の政令で定める国の機関は、別表第一（七の項を除く。）に掲げる機関とする。

3 法第三十六条第二項の政令で定める条件は、同項に規定する提供を無償で行うこととする。

4 各省各庁の長は、第一項の規定による認定をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 第一項の規定による認定に関し必要な手続その他の事項は、命令で定める。

(中核的研究機関に係る特例)

第十条 法第三十七条第一項の政令で定める国の機関は、別表第一（七の項を除く。）に掲げる機関とする。

(命令)

第十四条 この政令における命令は、次のとおりとする。

一 第二条、第三条、第八条第五項（第十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第九条第五項（第十二条第三項において準用する場合を含む。）

む。) の命令については、別表第一に掲げる機関を所管する大臣の発する命令

二 第六条第四項第三号の命令については、同条第三項に規定する特許権等の管理を所掌する大臣の発する命令

2 第六条第三項に規定する特許権等の管理を所掌する大臣は、前項第二号の命令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

別表第一(第一条、第二条、第八条―第十条、第十四条関係)

一	一 内閣府経済社会総合研究所 二 警察庁科学警察研究所 三 文部科学省国立教育政策研究所 四 文部科学省科学技術・学術政策研究所 五 厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所 六 厚生労働省国立保健医療科学院 七 厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所 八 厚生労働省国立感染症研究所 九 農林水産省動物医薬品検査所 十 農林水産省農林水産政策研究所 十一 国土交通省国土技術政策総合研究所 十二 気象庁気象研究所 十三 気象庁高層気象台 十四 気象庁地磁気観測所 十五 環境省環境調査研修所
二	一 消防庁消防大学校 二 法務省法務総合研究所 三 厚生労働省国立障害者リハビリテーションセンター 四 国土交通省国土地理院
三	一 気象庁気象大学校 二 海上保安庁海上保安大学校
五	(略) 一 防衛省防衛研究所

六	二 自衛隊中央病院 一 防衛省防衛大学校 二 防衛省防衛医科大学校
七	一 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 二 独立行政法人製品評価技術基盤機構 三 独立行政法人国立印刷局